

(別紙)

## 手術室及び特殊部門保清管理業務仕様書

岩手県立中央病院（以下「病院」という。）の保清管理業務を委託するにあたり、手術室及び特殊部門の保清管理業務を安全かつ効果的に行うため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

### 1 委託業務の範囲

- (1) 日常清掃……………床面の掃き、拭き等毎日 1 回以上行い清潔区域の維持管理を行う清掃業務
- (2) 定期清掃……………床面の洗浄研磨等週・月・年単位で回数を定めて、受託者が現場の状況より適切な時期を委託者（以下「病院長」という）に報告し、病院長の指示により行う清掃業務
- (3) 特別清掃……………日常・定期清掃以外の清掃で病院長の指示による。

### 2 施設の作業区域

表 1 「保清業務作業区域と面積、標準的な作業回数」のとおり

### 3 作業実施日と作業時間

#### (1) 実施日

##### ・ 日常清掃

（HCU、分娩部、NICU、CCU、隔離室、重症室、無菌室） 毎日行う

（RI 室）病棟が指示したときに行う

（中央材料室） 土・日・祝祭日を除く毎日行う

（手術室） 日曜日・祝祭日を除く毎日行う

※時間外手術・緊急手術等が行われた場合はこの限りではない。

※医師ラウンジベッドシート交換は毎日実施とする。

※長期連休の際は、病院の定める日は稼動することとする。

##### ・ 定期清掃 週 1 回以上または年 1 回以上

（別記「保清管理業務明細書」の「定期清掃」を参照）

##### ・ 特別清掃 双方協議の上別に定めた日に行う

#### (2) 作業時間

- ・ 8時から 17 時までの間に行うものとする。なお、手術室については 7 時から 20 時までの間、分娩室については 7 時から 16 時 30 分までの間に行うものとする。ただし、事前に院長が受託者と協議の上特に指示した場合はこの限りではない。

### 4 作業項目

別記「保清管理業務明細書」のとおり

### 5 作業の実施要領

表 2 「保清委託業務の作業要領」のとおり

### 6 従事者

- (1) 従事者は、作業中常に清潔な専用のユニフォーム・マスクを着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満 18 歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本仕様書に定める作業内容を十分行い得る者とし、清潔について十分経験を有する者を配置すること。
- (4) 従事者は、全て身元確実なものとし、作業を行う場合は、機敏に活動し、他人に不快感を与える事のないものとする。

## 7 従事者の適性

受託者は、この業務の品位を傷つけるような者を従事させてはならない。もし、従事者の内に不相当と認められる者があった場合には、病院長はその理由を明示して受託者に交替を求めることができる。

## 8 従事者の管理

- (1) 受託者は、従事者の作業監督等に当たらせるため、従事者のうちから作業責任者 1 人を選任し、病院長に報告すること。
- (2) 受託者は、従事者に対し、この仕様書の内容を周知させるとともに、作業要領等業務に必要な知識及び訓練を行うこと。
- (3) 受託者は、労働基準法等関係法令を遵守すること。

## 9 従事者の教育

- (1) 受託者は、各従事者を対象に業務に対する勉強会を定期的実施し、知識の習得や問題点の討議解決を図ること。
- (2) 受託者は、自らが業務及び感染対策に関する最新技術の習得に絶えず努めるとともに、従事者に対しては業務の作業要領に則り最新技術の指導・教育を実施すること。
- (3) 受託者は、勉強会を実施した場合は、実施記録及び勉強会資料を病院長に提出すること。

## 10 清掃材料等

洗剤、ワックス、器械、器具等の清掃材料等は、清掃箇所の材質に適合した品質良好なものを、その費用は受託者が負担するものであること。

## 11 健康診断の実施

受託者は、年 2 回病院長の指定する時期に従事者の健康診断を実施すること。

## 12 作業実施上の留意事項

- (1) 窓の開放により、塵埃を発散させないこと。
- (2) 清掃器具の取り扱いによって、衝撃、湿気等で、器械器具・備品等を損傷させないこと。
- (3) 引火性ガソリン、ベンジン（商品名：リグロイン）等の薬品は絶対に使用しないこと。
- (4) 電気、水道の使用については、最小限度にとどめること。
- (5) 患者に対する言動は、十分に留意すること。
- (6) 作業中に危険箇所や破損品を発見した場合は、ただちにその場所を作業責任者に連絡し、「危険」の表示をするか安全な所に移動すること。
- (7) 火災等非常事態が生じた場合は、「岩手県立中央病院防火管理要綱」に基づいて、それぞれ任務にあたること。
- (8) 借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用し、使用後はただちに返却すること。
- (9) 業務は、病院の業務に支障のないように実施すること。
- (10) 労働安全衛生規則等を遵守し、作業の安全を確保すること。
- (11) 作業中転倒等の危険のある範囲をロープ等で囲むか「清掃中につき立ち入り禁止」などの掲示をし、また、作業終了後は、作業区域の安全確認を行い通行者等の事故の未然防止に努めること。

## 13 消耗品の供与

次の消耗品については病院長が用意し受託者に供与する。受託者は、これら消耗品の交換・補充等の作業を行う。

手洗い用石鹼・トイレトペーパー・防臭剤・消毒液・ゴミの回収袋・ペーパータオル・フラットモップ・クリーナー用ダストバック・クリーナー用フィルター

14 設備・器械の利用

病院長は、受託者に対し、次の設備機器の利用を認める。

作業事務室・休憩室・作業用機材保管室（庫）・職員食堂・院内内線電話・バキューム  
クリーナー・光熱給水設備

15 緊急対策

従事者全員は、病院の組織する自衛消防隊に所属すること。

- ・自衛消防隊員として、病院の行う災害対策訓練に参加すること。
- ・火災、地震等の非常時には、自衛消防隊員として病院の指揮下に入りその対策に従事しなければならない。

16 病院で行う研修会の参加

従事者は、病院で行う全職員対象の研修会に参加すること。

17 その他の事項

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記されていない事項について必要が生じたときはその都度病院長と受託者双方で協議の上措置するものである。

(別記)

保 清 管 理 業 務 明 細 書

1 清掃種類別業務内容

種 類	業 務 内 容
日 常 清 掃	<ol style="list-style-type: none"><li>1 床面の掃き・拭き掃除</li><li>2 天井、壁面・カーテンレールのほこり、汚れ落とし、清掃</li><li>3 ドア面の汚れ落とし</li><li>4 便所、洗面所、浴室等の清掃、手入れ</li><li>5 廃棄物の処理</li><li>6 消耗品（石鹼液・消毒液・トイレトペーパー・防臭剤等）の補給</li><li>7 窓枠、てすり、ドア等の金属部分の手入れ</li><li>8 什器備品の清拭</li><li>9 手洗い台の手入れ</li><li>10 給排水口の手入れ</li><li>11 ドア・間仕切り等ガラス拭き</li><li>12 術台・備品・無影灯の表面清拭</li><li>13 病棟用システムカート拭き掃除</li><li>14 医師ラウンジベッドシート交換</li><li>15 看護師ラウンジの清掃及びゴミ処理</li></ol>
定 期 清 掃	<ol style="list-style-type: none"><li>1 床面の洗剤洗浄及びワックス剥離・添布・研磨</li><li>2 床面の黒ずみ、部分的汚れの修正</li><li>3 内側窓ガラス及び窓枠サッシ並びに網戸の清掃</li><li>4 照明器具の清掃</li><li>5 ブラインド、換気孔等の清掃</li><li>6 壁、天井の清掃</li><li>7 看護師ラウンジベッドのシート・毛布及び枕カバー交換</li><li>8 空調吸込み口フィルターの清掃</li></ol> <p>※上記1～5は年1回以上、6～8は週1回以上行う。</p>
特 別 清 掃	<ol style="list-style-type: none"><li>1 患者用ベッド、歩行器、ストレッチャー、車椅子、ベッド柵の汚れ除去と消毒</li><li>2 その他特命による清掃</li></ol>

2 部門別業務の内容

(日常清掃)

部 門	業 務 内 容
室無菌 ・室 重 症 離 室 ・ 室 ・ C ・ C U ・ H ・ C R U I	1 廃棄物の除去とゴミ箱の清掃、消毒（消毒液で水拭き） 2 ドア上部、棧、壁面上部、カーテンレールの埃除去 3 床面の埃、しみ、汚れ除去及び消毒 4 床頭台の上部オーバーベッドテーブルの清掃 5 病室内の椅子、ベッドの金属部分（寝具からでている部分） キャビネットの清掃 6 ロッカーの表面清掃 7 窓の棧、換気孔、棚の清掃 8 ドアの把手の手入れ、消毒 9 トイレ・手洗い台の清掃 10 消耗品の補充
手 術 室 ・ 中 央 材 料 室	1 廃棄物の除去とゴミ箱の清掃、消毒（消毒液で拭く） 2 ドア上部、棧、壁面上部、カーテンレールの埃除去 3 床面の埃、しみ、汚れ除去及び消毒 4 什器備品の清拭 5 ロッカーの表面清掃 6 窓の棧、換気孔、棚の清掃 7 ドアの把手の手入れ 8 手術台・備品・無灯影の表面清拭 9 手洗い台の手入れ 11 給排水口の手入れ 12 ドア・間仕切り等ガラス拭き 13 医師ラウンジベッドのシーツ交換（手術室のみ） 14 看護師ラウンジの清掃及びゴミ処理（手術室のみ） 15 病棟用システムカートの拭き掃除（中央材料室のみ） 16 消耗品の補充
分 娩 部	1 廃棄物の除去とゴミ箱の清掃、消毒（消毒液で水拭き） 2 ドア上部、棧、壁面上部、カーテンレールの埃除去 3 床面の埃、しみ、汚れ除去及び消毒 4 床頭台の上部オーバーベッドテーブルの清掃 5 病室内の椅子、ベッドの金属部分（寝具からでている部分） キャビネットの清掃 6 ロッカーの表面清掃 7 窓の棧、換気孔、棚の清掃 8 ドアの把手の手入れ、消毒

トイ レ ・ 洗 面 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の除去とゴミ箱の清掃（その都度消毒液で清拭）</li> <li>2 便器、洗面器類の洗浄</li> <li>3 鏡の清掃と磨き</li> <li>4 床、壁回りの埃取り及び専用モップを用いた床の拭き掃除</li> <li>5 床のウェットクリーニング</li> <li>6 トイレトペーパー、石鹼液等の補充交換</li> </ol>
浴      室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浴槽の洗浄、消毒（病棟及び病室内の浴室はその都度消毒液で清拭）</li> <li>2 壁回りの埃取り</li> <li>3 シャワー器具等の洗浄・消毒</li> <li>4 床の洗浄</li> <li>5 鏡の清拭と磨き</li> <li>6 排水口の清掃</li> <li>7 脱衣籠棚の清拭</li> <li>8 カーテンレールの清掃</li> </ol>

(定期清掃)

手 術 室 及 び 特 殊 部 門	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面の洗浄</li> <li>2 床面のワックスの剥離、塗布、研磨</li> <li>3 床面の黒ずみ修正</li> <li>4 建物内外の窓ガラス、サッシの清拭</li> <li>5 照明器具の清拭</li> <li>6 ブラインド、換気孔等の清拭</li> <li>7 壁、天井の清拭</li> <li>8 看護師ラウンジベッドのシーツ・毛布及び枕カバー交換</li> <li>9 空調吸込みロフィルターの清掃</li> </ol>
---	---

(特別清掃)

医 療 用 補 助 具 の 清 拭	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ベッド及びベッド柵の汚れ除去と消毒</li> <li>2 歩行器の汚れ除去と消毒</li> <li>3 ストレッチャーの汚れ除去と消毒</li> <li>4 車椅子の汚れ除去と消毒</li> </ol>
---	--



表2 保清委託業務の作業要領

(入室手順)

手術室

- 1 決められた場所（更衣室）より入室する
- 2 石鹸による手洗いを行い、ペーパータオルにて拭く
- 3 清潔な作業着を着用する
- 4 キャップ、マスクを着用する
- 5 各個人の内履きで入室する
- 6 手袋を着用する

手術室以外

- 1 石鹸による手洗いを行い、ペーパータオルにて拭く
- 2 清潔な作業着を着用する（感染部屋の場合は予防衣を着用する）
- 3 マスクを着用する
- 4 各個人の内履で入室する
- 5 手袋を着用する

※上記入室手順は現場の状況により変更することがある

(日常清掃)

1 特殊部門（CCU, HCU, NICU）無菌室、隔離室、RI病室

病棟の日常清掃

(1) ゴミの取り除きとゴミ箱の消毒

病室内のゴミ箱の中にあるゴミを取り除くこと。

原則的に週1回ゴミ箱のライナーを清潔なライナーと交換し、その際ゴミ箱を洗剤を用いて清掃すること。

(2) ハイダスティング

病室内の天井に近いところ、すなわちドアの上部の埃、カーテンレールの埃などをモップでとり、目の高さより高いところにある埃を少なくすること。

(3) フロアードスティング及びバキュームダスティング

病室のハードフロアのゴミや埃をドライモップで取り除き、空中に埃が舞い上がるのを防ぎ、病室内の埃を少なくした後、洗剤を用いて清掃すること。

※無菌室は専用の集塵機を利用すること。

(4) ウェット・ワイプ及びスポットクリーニング

洗剤を用いて、床頭台の上、オーバーベットテーブル、電話器、病室内にある椅子、ベットの寝具から出ている部分、キャビネット、ロッカーの表面、手の届く位置にある窓の棧、換気孔、棚などを水拭きすること。ドアノブを消毒清掃すること。使用する薬品は、患者のために、より衛生的な環境を保つものを使用し、院内感染防止の効果を図ること。また、病室の壁面やドア、ドアのノブや蝶番などの部分的汚れやしみをスポット的に取り除き、洗剤を用いて清掃すること。

(5) 病室内のトイレ、浴室の清掃

① 手洗い流し、便器の内側、外側、配管パイプを消毒すること。

② 洗面所内の棚、棧などをクリーニングし清掃すること。

③ シャワー器具、バスタブなどをクリーニングすること。



- ④浴室の壁の汚れや石鹸垢をクリーニングすること。
- ⑤洗面所内のフローアをクリーニングすること。
- ⑥鏡を拭き磨きすること。
- ⑦トイレットペーパーを必要に応じて補給すること。補給するときは使用あとに残るトイレットペーパーの芯と交換支給すること。
- (6)手洗い及びガウンテクニックを適切に行うこと。
- (7)専用のモップ、クロスを使用し、使用後は直ちに洗浄、必要に応じて殺菌を施し、常に乾燥させ衛生的な清掃用具の供給管理を行うこと。RI室で使用した用具はRI室内で洗浄すること。
- (8)病室の清掃は、ハードフロアの病室は、月～土の6日間は上記の(1)～(7)の手順で実施し、日・祝日は(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の作業手順で実施する。
- (9)整頓  
清掃時に動かした椅子等を、決められた位置に整頓すること。

## 2 手術室

- (1)ゴミ箱のゴミを取り除いた後、清潔なライナーを取りつける。その際ゴミ箱を、洗剤を用いて清掃すること。
- (2)手術室内の埃を、モップ等で取り除くこと。
- (3)手術室の床を、ドライモップを使用して、埃をたてずにゴミを取り除くこと。
- (4)ドア、手術台、椅子・无影灯等の表面を消毒剤で拭き消毒すること。
- (5)手術室エリア内にあるトイレ、洗面所は「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室」(5)と同じ手順で実施すること。
- (6)手術室の床を、洗剤を用いて清掃すること。
- (7)清掃時に動かした椅子や器具類を決められた位置に戻し、整理すること。
- (8)手術と手術の間のクリーニングを実施すること。
- (9)専用のモップ、クロスを使用し、使用後は直ちに洗浄、必要に応じて殺菌を施し、常に乾燥させ衛生的な清掃用具の供給管理を行うこと。

## 3 中央材料室

月曜日から金曜日は「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室の日常清掃」に準じた手順で行うこと。

## 4 分娩部（分娩室・新生児室・未熟児室）

「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室の日常清掃」に準じた手順で行うこと。

## 5 分娩部（陣痛室、授乳、面会室）

月曜日から土曜日は「特殊部門、無菌室、隔離・R I病室の日常清掃」に準じた手順で行い、日曜日・祝祭日は「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室の日常清掃」(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)の手順で行うこと。

## 6 病室を除く区域の日常清掃

### (1)便所、汚物処理室、洗面所、湯沸所

1日1回「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室の日常清掃」に準じた手順で行うこと。その他1日2回点検を行うこと。必要に応じてスポットクリーニング(汚れている箇所の部分清掃)を実施し、常に清潔で衛生的な状態を保つこと。

### (2)浴室、シャワー室、脱衣室、洗濯室

1日1回、「特殊部門、無菌室、隔離室、R I病室の日常清掃」に準じた手順で行うこと。ただし、机の上に書類等、病院職員が業務で使用している物品がある場合は、原則として手を触れないこととする。

#### (汚染除去)

湿性生体物質（血液、喀痰、膿、排泄物など）で汚染された部分は、手袋を着用し、汚染物を除去する。その後に石鹼にて手洗いをする。作業後は、速やかに手袋をはずし、手洗いを。また必ずプラスチックエプロンを着用する。

#### (定期清掃)

- 1 手術室の床面手入れは、ワックスを剥離し、床を美しく保護するためにワックス塗布を行い、分娩室関連部門については診療状況から年1回以上、その他については、3ヶ月に1回程度シャワースクラブによってワックスを二層取り除いた後、新たにワックス塗布を行うこと。
- 2 病室、廊下のハードフロアの手入れは、汚れとワックスを剥離し、ハードフロアの保護剤としてウォーターシールを二層塗布した後、ワックスを六層塗布し滑り止めの効果を図ること。
- 3 天井・壁・照明器具等は、清水を用いて堅く絞った雑巾で水拭きを行うこと。また、手術室において、2週間に1回天井から伸びたコード等の埃を取り除くこと。
- 4 ブラインドは、窓から取り外して材質と汚れの状態に見合う洗剤を用いて羽根を1枚毎ブラッシングして洗浄すること。
- 5 換気孔、スピーカー、シャッター等は、埃を清水で用いて堅く絞った雑巾で水拭きをすること。
- 6 シャッターは表面の埃、ススを取り除き洗剤液に浸したナイロンパット等で表面を洗浄すること。
- 7 窓ガラス等は、両面とも先ず石鹼水、又は薬液をもって拭き更に乾いた布で艶だしをすること。窓以外の扉、間仕切り、欄間、窓枠等についても同様とする。

#### (特別清掃)

医療用補助具（ベット・歩行器・車椅子）の清掃

- 1 汚れやしみを取り除いた後、清水を用いて堅く絞った布で水拭きを行い、その後消毒液を浸した布で清拭すること。
- 2 金属及びガラス部分は乾いた布で磨きあげること。
- 3 布や皮製部分はむやみに濡らさないこと。また損傷の発見に努め、発見した場合はその箇所を報告すること。

様式1

年 月 日

岩手県立中央病院長 様

受託者 住所  
氏名

印

保清管理業務従事者名簿

1 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 従事者

氏 名	生年月日	年齢	住 所	特記事項

※従事責任者を指名し、特記事項欄に記入すること。

保清作業完了報告書

岩手県立中央病院	
総務課長	係員
管財係長	

年 月 日 ( )

作業場所 作業内容	中央	手術室	H C U	N I C U	分娩室	処置室	陣痛室	新生児室	病室 4 F	病室 6 F	病室 7 F	病室 8 F	廊下	休憩室	更衣室	シャワールーム	受託者 責任者 特記事項(定期・特別等)
	材料	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	
床掃き、拭き	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
天井・壁面の除塵清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドア面の汚れ落とし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
便所・洗面所・浴室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物処理(汚物処理、容器洗浄含)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消耗品の補給(ペーパー、洗剤等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窓枠・手摺等の清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
什器備品の清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
手洗い台の手入れ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
給排水口の手入れ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドア・間仕切り等のガラス拭き	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
術台・備品・无影灯の清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病棟用システムカート拭き掃除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師ラウンジベットのシート交換	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
看護師ラウンジの清掃・ゴミ処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
看護師ラウンジベットのシート交換	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
吸込みろフィルターの清掃	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

○:原則毎日作業(但し、中央材料室は土日祝日を、手術室は日曜祝日を除く)

△:週1回作業

□:病院許可により作業(放射線量により制限有り)

従事者人数 名

様式3

## 委託業務完了報告書

年 月 日

岩手県立中央病院長 様

受託者

印

委託業務契約書及び仕様書に従って、下記のとおり業務を完了したので報告します。

### 記

委 託 業 務 名		保清管理業務
契 約 額	総 額	円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
	今 回 完 了 額	円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
契 約 期 間	全 体 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
	今 回 完 了 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日
備 考		